

平成 20 年 5 月 30 日

各 位

会社名 シダックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 志太 勤一  
(JASDAQ コード番号 4837 )  
問合せ先 執行役員 経理財務本部長 兼 IR 担当  
宮川 聡男  
(TEL. 03-5784-8909 )

## 大新東株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

シダックス株式会社（以下、「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、大新東株式会社（コード番号：9785 JASDAQ 以下、「対象者」といいます。）が発行する普通株式及び新株予約権の全部の取得を目指した公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社は、シダックスフードサービス株式会社とシダックス・コミュニティー株式会社の共同完全親会社として設立され、「健康を創る」の経営理念のもと、マザーフード（母なる地球が育んだ、豊かな大地と海の恵みを、全てのお客様に母親のように真心を込めてお届けすること）の概念をベースに健康で快適な生活を願う人々の声、豊かさの価値を求める社会のニーズに対して食を通じ高い品質のサービスを提供しております。当社グループは、学校で食べる給食からオフィスでの食事、病院給食、エンターテインメントレストラン、国内外レストランなどのあらゆる場所で食事を提供するとともに、自家用自動車管理や施設の管理・警備・清掃など社会サービス全般も手がけており「食」を中心としたサービスを提供する「総合サービス企業グループ」を目指しております。

また、当社グループは、経営理念を実現するための中期的経営戦略として、第一にシダックスブランドの確立を目指し、研究開発体制の充実や、広告宣伝活動の実施により健全で明るく快適なイメージ形成、アウトソーシングサービスにおいてシェア拡大を図りブランド力強化を行ってまいります。第二に経営効率を追求するため、経営戦略部門と間接部

門の再組織化を常に検討し実施してまいります。第三にITの活用と改善を進め、グループ全体の生産性を向上させてまいります。第四に質の高い食事提供による健康創造サービスや自家用自動車管理及び施設運営・管理等の総合サービスを追求するためのアライアンスに積極的に取り組み、「食」を中心に幅広いサービスでより一層のお客様満足度を目指しております。

一方、対象者は、昭和37年にアウトソーシングビジネスの草分けとして、企業や官公庁・自治体が保有する自家用自動車の運行管理を請け負う自家用自動車管理事業を日本で初めて事業化した企業であり、業界最大手の企業であります。対象者の子会社である大新東ヒューマンサービス株式会社（旧・エヌ・アイ・サービス株式会社）は、学校給食業務・事務サービス業務・各種施設管理業務を営む社会サービス事業を展開しておりました。更に、対象者は、昭和57年には芸能・観光事業を営む運営会社を設立しテーマパーク等の運営も行っておりました。

対象者は、平成16年12月、取引金融機関の協力体制の下、当時不採算事業であり対象者経営を圧迫していた芸能・観光事業の切り離し並びにカレイドDST有限会社（以下、「カレイド」といいます。）への第三者割当増資を含めた抜本的な事業・財務再構築を実施し、再生への第一歩を踏み出しました。カレイドの傘下においては、①一括アウトソーシングの推進・顧客ターゲット別営業体制の整備・従業員の教育の充実等の営業力の強化、②本部機能の効率化・情報システムコスト削減等のコスト競争力の強化、③本社、遊休不動産をはじめとした固定資産売却による有利子負債圧縮・年金制度改革等の財務体質強化、④コンプライアンス推進室・内部監査室の設置等のガバナンス体制強化などの経営強化策を実施し、約2年間で再生のステージをクリアいたしました。

平成19年に入り、成長のステージを展望した対象者は、長期的な企業価値向上を実現していくためには、事業基盤の強化・拡大策に積極的に取り組む必要があると判断いたしました。そして、そのためには事業価値を共有できる事業会社との提携がベストであると考え、平成19年1月29日、当社との間で、「資本業務提携に係る覚書」を締結して、当社が対象者の議決権の過半数を取得し、対象者を連結子会社とすることを条件として資本業務提携を行うことに合意しました。資本業務提携の実現にあたっては、当社が対象者株式についての公開買付けを実施すると同時に、対象者も自己株式の公開買付けを実施いたしました。さらに、当社及び対象者は、同年4月25日に業務提携の具体的内容に関する「業務提携契約」を締結いたしました。

これにより、当社及び対象者は、①双方が強みを持つ事業に関する情報・ノウハウの提供、②顧客基盤の共有化、③営業拠点や人員の相互活用、④人材の募集及び人材育成プログラム等の共通化、⑤その他機能の相互利用等を進めるなど、シナジー効果の促進に努めてまいりました。

かかる中、対象者の成長分野であり、自動車運行管理と並ぶ事業の柱とすることを目指している社会サービス事業においては、民間企業のニーズが増加傾向にあるほか、官公庁や地方自治体の行財政改革の進展によるコスト削減のためのアウトソーシングへのニーズは急拡大しております。対象者は、社会サービス事業における、このような市場の拡大をとらえて対象者の業容を拡大することを喫緊の課題ととらえてまいりました。

しかしながら、かかるニーズの拡大は対象者にとっての千載一遇のチャンスである一方、お客様ニーズの高度化や、同業他社や地場中小事業者の乱立による競争の激化もまた急速

に進行しております。このようなアウトソーシング事業を取り巻く急速な環境の変化に対応しつつ、目指す業績の向上を確実なものとするためには、大胆かつ有効な経営資源の投入による競争力の強化が必要であります。現状の資本業務提携の枠組みでは限界があり、全国各地の官公庁や地方自治体のニーズを捉える、きめ細かな情報ネットワークの構築や多様な人材の確保、全国の営業現場の急速な状況の変化に機動的かつ迅速に対応できる体制作り等が急務となっております。このように、対象者は収益機会を捉えるための事業基盤の急速な拡大を求められており、大規模な先行投資が必須と考えておりますが、長期的には競争力強化に資するかかる先行投資も、一方で短期的には収益を圧迫する結果を招く可能性がございます。

また、当社及び対象者は、上記のとおりシナジー効果を活かしてこのような経営環境の変化にも対処すべく努力してまいりましたが、経営資源の配分という観点からは、各々が独立した上場企業であることから、上記の大規模な先行投資も含めた親子一体となった大胆な経営資源の配分は、対象者の当社以外の株主の皆様への配慮という観点からも、自ずから限界があり、対象者において、市場成長に見合ったスピード感で、当社の人的・物的リソースを取り込むには至っていないと考えております。このように、当社及び対象者は、急速な経営環境の変化に照らして現状の当社及び対象者の資本業務提携の枠組みにより期待されるシナジーは既に不十分なものとなりつつあり、今後の収益機会を最大限に捉えていくためには、対象者の抜本的な経営組織の改革が必要と認識するに至りました。

以上をふまえ、当社及び対象者は、対象者の営業部門の強化・特化を図るべく、全国的な営業ネットワークを持つ当社とのシナジー効果を最大化すること、大胆な事業基盤の整備のための一層機動的な経営体制を構築することが必要不可欠であると判断するに至りました。すなわち、対象者が当社の完全子会社となり、当社との資本関係をより強固なものとするにより、①人材交流のさらなる活性化も含め、当社から一層迅速に、適時適切なタイミングで、大胆かつ有効な経営資源の投入を受入れることが可能となること、②当社グループとの資本・業務の一体化により、共有の成果責任体制を確立し、当社の全国の既存顧客基盤に対する対象者の営業活動を急速に加速させる等、一層のシナジー効果の発揮が短期的にも期待できること、③対象者の株主構成の簡素化により、将来を見据えた機動的な経営判断が可能となること、④対象者の総務、財務及び経理部門等の管理部門を当社と統合することにより、大幅な経費削減が可能となること、等の当社グループと対象者との一体化によるメリットを最大限活かすことが、対象者の、ひいては当社グループの企業価値向上の実現のための最善の方策であると考えております。

なお、対象者は、平成20年5月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付け及びその後の当社による対象者の完全子会社化が、対象者の企業価値向上に寄与するものであると判断し、本公開買付けに賛同する意見を表明し、また、対象者の株主の皆様にとっては、長期的な企業価値の向上に向けた大規模な先行投資も含めた親子一体となった経営資源の配分が、短期的には収益性の圧迫を招き、株価低迷や配当面でのマイナスの影響を及ぼす可能性があることから本公開買付けに応募することを勧める旨決議しております。

また、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者の自主性・ブランドを尊重しつつ、対象者の、ひいては当社グループの企業価値向上の実現を図る意向です。

また、対象者の現在の代表取締役会長である川島隆明氏並びに取締役である田中正氏、若松正雄氏及び佐藤茂夫氏は、平成20年6月25日開催予定の対象者定時株主総会の終結時

をもって退任することが予定されており、当社の代表取締役社長であり、対象者の取締役である志太勤一が対象者の取締役会長に就任することを予定しております。また、対象者の現在の代表取締役副社長である藤田一郎氏は、代表権を返上し対象者の取締役に就任することを予定しております。

(2) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格である1株あたり257円を、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券エスエムビーシー株式会社（以下、「大和証券エスエムビーシー」といいます。）が平成20年5月28日付で提出した株式価値算定書（以下、「株式価値算定書」といいます。）を参考にして決定しました。本公開買付けの買付価格である1株当たり257円は、対象者の普通株式のジャスダック証券取引所における過去1ヶ月間（平成20年4月30日から平成20年5月29日まで）の終値単純平均（125円。小数点以下を四捨五入。）に約105.6%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを、また、平成20年5月29日のジャスダック証券取引所における終値（120円）に約114.2%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた額に相当します。

一方、対象者取締役会は、当社が対象者の親会社であることから、その公正性を担保するため、当社から提示された買付価格に対する意思決定において、不当に恣意的な判断がなされないよう、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である高野総合会計事務所より株式価値評価報告書を取得し、また、対象者から独立したリーガルアドバイザーである森・濱田松本法律事務所から法的助言を受け、これを参考にしつつ、平成20年5月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件について慎重に検討し、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同することにつき承認可決しました。

対象者取締役のうち、志太勤氏、志太勤一氏、遠山秀徳氏、小柴宏美氏及び藤田一郎氏は、当社の取締役を兼務しており、また、若松正雄氏、佐藤茂夫氏は当社から派遣されておりますので、利益相反回避の観点から、対象者における本公開買付けに関する審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議及び交渉に参加していません。更に、対象者監査役である鈴木興一氏及び重泉良徳氏は、当社の監査役を兼務しており、日吉敬三氏は当社から派遣されておりますので、対象者監査役3名全員は、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに関する審議に参加して意見を述べることを差し控えております。

なお、当社及び対象者は、第三者算定機関からは公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

本公開買付けの対象には、新株予約権（平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下、「新株予約権」といいます。））も含まれますが、平成20年5月29日現在における新株予約権の1株当たりの行使価格は482円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格257円を上回っております。また、本公開買付けの対象となる新株予約権は、いずれも対象者または対象者子会社の取締役、監査役並びに従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の行

使の条件として、新株予約権者は、権利の行使時において対象者または対象者子会社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることが必要とされております。そのため、当社は、本公開買付けにより当該新株予約権を買い付ける実益がないと考えられること、本公開買付けによりこれらの新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本公開買付けの対象となる新株予約権の買付価格は、いずれも1個につき1円と決定しております。

(3) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、現在、対象者の発行済株式総数の約52.65%（49,220,500株）を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、このたび対象者を完全子会社化することを目的として、対象者の発行済株式の全て（但し、当社が既に保有している対象者の株式を除きます。）の取得を目指して本公開買付けを行います。当社は、本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限及び下限を設けておりませんので、応募株主等が公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の全部の買付けを行います。また、当社は、本公開買付けにより対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合、本公開買付け終了後に、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（法令に従い対象者の株主総会による承認決議を経ずに略式株式交換を行う場合もあります。以下、「本株式交換」といいます。）により対象者を完全子会社化することを計画しております。

本株式交換においては、対象者の株主が有する対象者株式の対価として当社の株式を交付することを予定しており、これにより本公開買付けに応募しなかった対象者の株式はすべて当社の株式と交換され、当社の株式1株以上を割り当てられた対象者の株主は、当社の株主となります。本株式交換を実施する場合の株式交換比率は、本公開買付け終了後に当社と対象者が各社の株主の利益を十分に配慮の上、協議し決定する予定であり、現時点では未定ですが、対象者株式の評価につきましては、特段の事情が無い限り、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下、「買付価格」といいます。）を基準とし、これと同額またはこれに準じた額とすることを予定しています。しかしながら、本公開買付けと本株式交換の時期の違い、当社及び対象者の業績の変動、当社株式の株価の変動、株式相場の影響等によっては、本株式交換により対象者の株主が受け取る対価の経済的価値は、買付価格を上回る、又は下回る可能性もあります。また、本株式交換に際して、対象者の株主が法令の手続きに従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の1株当たりの買取価格については、最終的には裁判所が判断することになるため、買付価格又は本株式交換により対象者の株主が受領する経済的価値と異なることとなる可能性があります。株式買取請求権を行使するにあたっての必要手続等、本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、株主各位において自らの責任にてご確認いただきますようお願いいたします。

本株式交換は、平成20年10月頃を目処に実施する予定ですが、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者株主による対象者株式の保有状況、当社及び対象者の業績等の変動や株式市場の影響等によっては、実施の有無又は時期に変更が生じる可能性があります。本株式交換の内容については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、対象者の新株予約権の全てを

取得できなかった場合、当社は、対象者に対し新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請し、対象者はかかる要請に応じて新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合があります。

なお、当社は、対象者の完全子会社化の後において、そのメリットを生かしつつも、事業上の取引関係の強化等の目的のため、取引先等に対し対象者株式を一部譲渡することも検討しておりますが、現時点で具体的に決定している事項はございません。

(4) 上場廃止となる見込みがある旨

対象者の普通株式はジャスダック証券取引所に上場していますが、本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限および下限が設けられておらず、応募株券等の全部の買付けが行われるため、本公開買付けの結果によっては、仮にその後本株式交換を行わない場合であっても、対象者の普通株式は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、上記のとおり本株式交換が行われる場合には、対象者の普通株式はジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合、対象者の普通株式はジャスダック証券取引所において取引することができなくなります。

(5) 公開買付者と対象者の株主との間における応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けにあたり当社は、対象者の主要株主であるカレイドから、その保有する対象者の全株式（総計27,869,000株）につき本公開買付けに応募する旨の内諾を得ております。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 商号	大新東株式会社																							
② 事業内容	自家用自動車管理事業、社会サービス事業及び建設・不動産事業																							
③ 設立年月日	昭和37年2月16日																							
④ 本店所在地	東京都港区芝三丁目14番2号																							
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 玉山 雅之																							
⑥ 資本金の額	100百万円（平成20年3月31日）																							
⑦ 大株主及び持株比率 (平成20年3月31日現在)	<table border="0"> <tr> <td>シダックス株式会社</td> <td>52.65%</td> </tr> <tr> <td>カレイドDST有限会社</td> <td>29.81%</td> </tr> <tr> <td>三井住友海上火災保険株式会社</td> <td>2.34%</td> </tr> <tr> <td>ゴールドマン・サックス・インターナショナル</td> <td>0.94%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>0.82%</td> </tr> <tr> <td>明壁 義蔵</td> <td>0.70%</td> </tr> <tr> <td>株式会社損害保険ジャパン</td> <td>0.65%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三井住友銀行</td> <td>0.57%</td> </tr> <tr> <td>バンク オフ ニューヨーク エーロップ リミテッド ルクセンブルグ</td> <td>0.56%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)</td> </tr> <tr> <td>第一生命保険相互会社</td> <td>0.46%</td> </tr> </table>		シダックス株式会社	52.65%	カレイドDST有限会社	29.81%	三井住友海上火災保険株式会社	2.34%	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	0.94%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.82%	明壁 義蔵	0.70%	株式会社損害保険ジャパン	0.65%	株式会社三井住友銀行	0.57%	バンク オフ ニューヨーク エーロップ リミテッド ルクセンブルグ	0.56%	(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)		第一生命保険相互会社	0.46%
シダックス株式会社	52.65%																							
カレイドDST有限会社	29.81%																							
三井住友海上火災保険株式会社	2.34%																							
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	0.94%																							
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.82%																							
明壁 義蔵	0.70%																							
株式会社損害保険ジャパン	0.65%																							
株式会社三井住友銀行	0.57%																							
バンク オフ ニューヨーク エーロップ リミテッド ルクセンブルグ	0.56%																							
(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)																								
第一生命保険相互会社	0.46%																							
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は、対象者の発行済株式総数の約52.65%（49,220,500株）を所有しております。																						
	人的関係	対象者の取締役5名は当社の取締役です。当社の従業員17名は対象者に出向しております。当社の従業員4名は対象者の100%子会社の大新東ヒューマンサービス株式会社に出向しております。																						

取引関係	<p>対象者は、当社に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築管理の委託</li> <li>・ 建築工事の受託</li> <li>・ 車輛管理の受託</li> <li>・ 人材の派遣</li> </ul> <p>を行っております。</p>
関連当事者への該当状況	<p>対象者は当社の連結子会社であるため、関連当事者に該当します。</p>



## (2) 買付け等の期間

### ① 届出当初の買付け等の期間

平成20年6月2日（月）から平成20年7月14日（月）まで（31営業日）

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

## (3) 買付け等の価格

① 普通株式 1株につき 金257円

② 新株予約権 1個につき 金1円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

#### i. 普通株式

本公開買付価格である1株あたり257円は、第三者算定機関である大和証券エスエムビーシーが提出した株式価値算定書を参考にして決定しました。同社はディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）及び市場株価法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。株式価値算定書によりますと、DCF法では221円から267円及び市場株価法では125円から143円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

当社は、上記の算定結果を参考にしつつ、株式価値算定書の株価レンジを勘案して、1株あたり株式価値の範囲を当該算定結果の下限値である125円から上限値である267円の範囲内で検討を進めました。また、過去の公開買付け事例における市場株価に付与されたプレミアムの実績、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、対象者と協議・交渉した結果、最終的に買付価格を257円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は対象者の普通株式のジャスダック証券取引所における過去1ヶ月間（平成20年4月30日から平成20年5月29日まで）の終値単純平均（125円。小数点以下を四捨五入。）に対して105.6%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを、また、平成20年5月29日のジャスダック証券取引所における終値（120円）に約114.2%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた額に相当します。

#### ii. 新株予約権

平成20年5月29日現在における新株予約権の1株当たりの行使価格は482円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格257円を上回っております。また、本公開買付けの対象となる新株予約権は、いずれも対象者または対象者子会社の取締役、監査役並びに従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、

新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は、権利の行使時において対象者または対象者子会社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることが必要とされており。そのため、当社は、本公開買付けにより当該新株予約権を買い付ける実益がないと考えられること、本公開買付けによりこれらの新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本公開買付けの対象となる新株予約権の買付価格は、いずれも1個につき1円と決定しております。

## ②算定の経緯

当社グループは、「健康を創る」の経営理念のもと、あらゆる場所での食事の提供とともに、社会サービス全般も手がける「総合サービス企業グループ」を目指しております。

経営の基本理念を徹底させながら、激しく変化する経営環境を迅速に捉え、持ちうる経営資源を最適に配置することで企業グループの向上を目指しております。その実現のために持株会社である当社においては、各事業子会社を含めたグループ全体の経営戦略を策定し、資産効率と収益性の向上を追求してまいりました。

かかる戦略の一つとして、当社は、平成20年1月頃から対象者を完全子会社化することにつき検討を開始いたしました。当社は、対象者が当社の完全子会社となり、当社との資本関係をより強固なものとすることにより、①人材交流のさらなる活性化も含め、当社から一層迅速に、適時適切なタイミングで、大胆かつ有効な経営資源の投入を受入れることが可能となること、②当社グループとの資本・業務の一体化により、共有の成果責任体制を確立し、当社の全国の既存顧客基盤に対する対象者の営業活動を急速に加速させる等、一層のシナジー効果の発揮が短期的にも期待できること、③対象者の株主構成の簡素化により、将来を見据えた機動的な経営判断が可能となること、④対象者の総務、財務及び経理部門等の管理部門を当社と統合することにより、大幅な経費削減が可能となること、等の当社グループと対象者との一体化によるメリットを最大限活かすことが、対象者の、ひいては当社グループの企業価値向上の実現のための最善の方策であると考え、対象者を完全子会社化するために本公開買付けを実施することを決定いたしました。

以上の検討を経て、平成20年3月に大和証券エスエムビーシーをフィナンシャル・アドバイザーとして起用して、本公開買付けに関する具体的な検討・交渉・協議を開始し、以下の経緯により本公開買付けの買付価格を決定いたしました。

### i. 第三者算定機関からの「株式価値算定書」の取得について

当社は本公開買付けの買付価格を決定するにあたり、参考情報とすべく大和証券エスエムビーシーに対して平成20年4月頃、対象者の株式価値の算定を依頼し、対象者の株式価値に関する株式価値算定書を平成20年5月28日付で大和証券エスエムビーシーより取得いたしました。なお、大和証券エスエムビーシーは、当社と独立した算定機関であり、当社の関連当事者には該当しません。

### ii. 「株式価値算定書」の概要について

当社が公開買付価格決定の参考とした株式価値算定書においては、DCF法及び市場株価法が、算定手法として採用されております。株式価値算定書によりますと、DCF法では221円から267円及び市場株価法では125円から143円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されております。

### iii. 公開買付価格の決定経緯について

当社は、上記の算定結果を参考にしつつ、株式価値算定書の株価レンジを勘案して、1株あたり株式価値の範囲を当該算定結果の下限値である125円から上限値である267円の範囲内で検討を進めました。また、過去の公開買付け事例における市場株価に付与されたプレミアムの実績、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、対象者と協議・交渉した結果、最終的に買付価格を257円と決定いたしました。

### iv. 買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格である1株あたり257円を、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券エスエムビーシーが平成20年5月28日付で提出した株式価値算定書を参考にして決定しました。本公開買付けの買付価格である1株当たり257円は、対象者の普通株式のジャスダック証券取引所における過去1ヶ月間（平成20年4月30日から平成20年5月29日まで）の終値単純平均（125円。小数点以下を四捨五入。）に約105.6%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを、また、平成20年5月29日のジャスダック証券取引所における終値（120円）に約114.2%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた額に相当します。

一方、対象者取締役会は、当社が対象者の親会社であることから、その公正性を担保するため、当社から提示された買付価格に対する意思決定において、不当に恣意的な判断がなされないよう、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として高野総合会計事務所を選定し、対象者の株式価値算定を依頼しました。第三者算定機関である高野総合会計事務所は、対象者の株価算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受け、これらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定し、対象者に対し、平成20年5月29日付の株式価値評価報告書を提出しております。

対象者取締役会は、高野総合会計事務所作成にかかる上記株式価値評価報告書の内容をふまえ、また、対象者から独立したリーガルアドバイザーである森・濱田松本法律事務所から法的助言を受け、これを参考にしつつ、平成20年5月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件について慎重に検討し、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同することにつき承認可決しております。

対象者取締役のうち、志太勤氏、志太勤一氏、遠山秀徳氏、小柴宏美氏及び藤田一郎氏は、当社の取締役を兼務しており、また、若松正雄氏、佐藤茂夫氏は当社から派遣されておりますので、利益相反回避の観点から、対象者における本公開買付けに関

する審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議及び交渉に参加しておりません。更に、対象者監査役である鈴木興一氏及び重泉良徳氏は、当社の監査役を兼務しており、日吉敬三氏は当社から派遣されておりますので、対象者監査役3名全員は、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに関する審議に参加して意見を述べることを差し控えております。

なお、当社及び対象者は、第三者算定機関からは公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

本公開買付けの対象には、新株予約権も含まれますが、平成20年5月29日現在における新株予約権の1株当たりの行使価格は482円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格257円を上回っております。また、本公開買付けの対象となる新株予約権は、いずれも対象者または対象者子会社の取締役、監査役並びに従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は、権利の行使時において対象者または対象者子会社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることが必要とされております。そのため、当社は、本公開買付けにより当該新株予約権を買い付ける実益がないと考えられること、本公開買付けによりこれらの新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本公開買付けの対象となる新株予約権の買付価格は、いずれも1個につき1円と決定しております。

### ③算定機関との関係

大和証券エスエムビーシーは、当社の関連当事者には該当しません。

### (5)買付予定の株券等の数

株券等の種類	①株式に換算した買付予定数	②株式に換算した買付予定の下限	③株式に換算した買付予定の上限
株 券	44,257,912 株	— 株	— 株
新 株 予 約 権 証 券	3,000,000 株	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株	— 株
株券等信託受益証券	— 株	— 株	— 株
株券等預託証券	— 株	— 株	— 株
合 計	47,257,912 株	— 株	— 株

(注1) 本公開買付けでは、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券又は応募新株予約権証券（以下、「応募株券等」といいます。）の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにより当社が取得する株券等の最大数（以下、「買付予定数」といいます。）は、「株式に換算した買付予定数」に記載しているとおおり、対象者の平成19年12月21日提出の第47期半期報告書に記載された平成19年9月30日現在の発行済株式総数（93,478,502株）から本プレスリリース日現在の対象者が保有する自己株式数（90株）及び当社が所有する株式数（49,220,500株）を控除し、平成19年10月1日以降公開買付け期間末日までに、新株予約権（1,000個）の行使により発行又は移

転（以下、「発行等」といいます。）した又は発行等される可能性のある対象者の株式の最大数（3,000,000株）を加えた株式数です。

- (注3) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行等される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります（単元未満株式が公開買付代理人又は復代理人（下記（11）公開買付代理人においてそれぞれ記載されるものをいいます。）を通じて株式会社証券保管振替機構（以下、「証券保管振替機構」といいます。）により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。）。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、市場価格で当該買取りを行います。
- (注5) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	492,205個	(買付け等前における株券等所有割合 52.66%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	8,760個	(買付け等前における株券等所有割合 0.94%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	472,579個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	934,768個	

(注1) 「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」を分母にしております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成19年12月21日提出の第47期半期報告書に記載された平成19年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等される可能性のある対象者の株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては分母を、対象者の平成19年12月21日提出の第47期半期報告書に記載された平成19年9月30日現在の発行済株式総数(93,478,502株)から本プレスリリース日現在の対象者が保有する自己株式数(90株)を控除した株式数に係る議決権の数(934,784個)に新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式に係る議決権の数(新株予約権1,000個の行使により発行等した又は発行等される可能性のある株式数3,000,000株に係る議決権30,000個)を加えた議決権の数(964,785個)を「対象者の総株主等の議決権の数」としております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 12,145,283,384円

(注) 「買付代金」は、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、本公開買付けの買付予定数(47,257,912株)に1株あたりの買付価格を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 大和証券エスエムビーシー株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 大和証券株式会社         | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |

② 決済の開始日

平成20年7月23日(水)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店

又は全国各支店にてお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。当社は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受けをした場合には復代理人）の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに以下に記載の方法により返還します。

上記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこと

となった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は本公開買付けの撤回等を行った日）以後速やかに、以下の方法により返還します。

（イ）応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券等が提出された場合には、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）へ郵送します。

（ロ）公開買付代理人若しくは復代理人（又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて証券保管振替機構）により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

#### ⑤買付条件等の変更をした場合の開示方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### ⑥訂正届出書を提出した場合の開示方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

#### ⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### ⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる



送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等の方は、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限らない。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除く。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成20年 6 月 2 日（月）

(11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社

大和証券株式会社（復代理人）

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成20年 5 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しております。

また、当社と対象者との間で平成19年 4 月 25 日付で業務提携契約を締結しております。業務提携契約の概要は、以下のとおりです。

- ① 双方が強みを持つ事業に関する情報・ノウハウの提供
- ② 顧客基盤の共有化
- ③ 営業拠点や人員の相互活用
- ④ 人材の募集及び人材育成プログラム等の共通化
- ⑤ その他機能の相互利用
- ⑥ その他当社と対象者との間の合意により定める事項

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 対象者による平成20年 3 月期連結決算短信の公表

対象者は、平成20年 5 月 15 日に、ジャスダック証券取引所において平成20年 3 月期連結決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の 2 の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内

容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

【損益の状況】

決算年月	平成 20 年 3 月期 (第 47 期)
売上高 (千円)	36,815,774
売上原価 (千円)	28,740,718
販売費及び一般管理費 (千円)	4,424,638
営業外収益 (千円)	205,258
営業外費用 (千円)	197,033
当期純利益 (千円)	2,179,195

【1株当たりの状況】

決算年月	平成 20 年 3 月期 (第 47 期)
1株当たり当期純利益 (円)	23.31
1株当たり配当額 (円)	3.00
1株当たり純資産額 (円)	57.11

②代表取締役及び役員の変動

対象者は平成20年5月30日にジャスダック証券取引所において代表取締役の変動を公表しております。具体的には、対象者の現在の代表取締役会長である川島隆明氏及び取締役である田中正氏、若松正雄氏及び佐藤茂夫氏は、平成20年6月25日開催予定の対象者定時株主総会の終結時をもって退任することが予定されており、当社の代表取締役社長であり、対象者の取締役である志太勤一が対象者の取締役会長に就任することを予定しております。また、対象者の現在の代表取締役副社長である藤田一郎氏は、代表権を返上し対象者の取締役に就任することを予定しております。

(3) 本公開買付けが当社の業績に与える影響

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響については、本公開買付けの結果を受けたのち、確定次第速やかに発表いたします。

以 上